

千葉県報

定例
令和3年7月16日

第13650号

千葉県報

令和3年7月16日(金曜日)

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更
- 特定計量器の定期検査の実施
- 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施
- 警備員検定合格者審査の実施
- 公告
- 令和3年度ふぐ処理師認定講習会の開催
- 令和3年度ふぐ処理師試験の実施
- 令和3年度土採取現場責任者試験の実施
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告(二件)

告示

千葉県告示第四百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	変更前	変更後	術称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-------

藤本裕太	本間英司	鈴木敦子	安保勝	秋葉那洋	高野真樹	神村隆夫	牧幸子	田中貴久	薄井伸成
だまさー	ひまわり整骨院西広院	真愛治療院	真愛治療院	秋葉那洋	いるか堂接骨院	在宅リハビリマッサー・イクヨ	在宅マッサージはぴあす	日の出整骨院	まごころ治療院行徳
W市川中央ステーション	ひまわり整骨院	訪問医療マッサージKEIRO	安保勝	アスカル鍼灸院	めぐみ堂整骨院	神村隆夫	株式会社アサニティサービス鍼灸マッサージ院船橋営業所	ファミリア整骨院	らいおんハートあんま鍼灸マッサージ院
町一、〇一	市原市西広六の一の一	浦安市明海三の二の八	浦安市明海三の二の八	市原市ちはら台南一の一三の三	銚子市南小川町五七三	野田市山崎二、〇六六の五三	埼玉県川口市幸町二の一四	埼玉県八潮市大瀬一の三の九	市川市行徳駅前三の七の一五
二〇	市原市大厩一、七九〇の一三	東京都江戸川区松島四の一九の六	浦安市堀江六の一の三	市原市ちはら台南一の一三の六	旭市二四、二五〇の一	流山市江戸川台西三の三三の七〇	船橋市前原西二の一四の一	東京都足立区六町四の六の一	市川市行徳駅前二の一六の一
二十四日	令和二年六月一日	令和二年五月二十日	令和二年四月二十一日	令和二年四月一日	令和二年三月三十日	令和二年三月二十二日	令和二年三月十日	令和二年三月一日	令和元年十二月一日

千葉県告示第四百四号

関根嘉男	山崎勲	手塚淳子	五十嵐まり 恵	多和田真治	東恩納由克	秋本龍希	我喜屋樹	
株式会社ワイ・エム・ビー	株式会社アメリテイーサービス千葉営業所	東京在宅サービスういず治療院西尾久	レイス治療院佐倉	鍼灸マツサージ院	篠崎あさひろ整骨院	ライト整骨院森下院	ひまわり整骨院	
ウイズ・ユーメディカルマツサージ	太海堂はり灸マツサージ治療院	マツサージ流山	フレアス在宅マツサージ佐倉事業所	多和田真治	のぞみ整骨院	マハロ整骨院	よつ葉整骨院	五
東京都葛飾区亀有五の三四の三	千葉県中央区南町二の一七の九	東京都荒川区西尾久三の一五の一	東京都新宿区新宿一の五の四	東京都葛飾区亀有五の三四の三	東京都江戸川区篠崎町七の二四の六	東京都江東区森下一の一三の二	市原市大厩一、七九〇の一三	
東京都葛飾区亀有五の二一の一四	市原市松崎五七〇		流山市南流山一の一四の一	松戸市胡録台三四七の一	東京都江東区南砂三の五の一〇	東京都江東区切一四八の二	市原市辰巳台西一の一六	
令和三年二月一日	令和二年十一月二十五日		令和二年十一月九日	令和二年十一月二日	令和二年十月一日	令和二年九月一日	令和二年八月二十八日	

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和三年七月十六日
千葉県知事 熊谷 俊 人

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
東金市	令和三年九月二十七日	東金市東岩崎一番地一 東金市役所	午前十時三十分から午後三時まで
君津市	令和三年九月二十日	君津市久留里市場一九二番地	〃
君津市	令和三年九月二十日	君津市上総地域交流センター	〃
君津市	令和三年九月二十日	君津市人見四丁目一番地二一 号 君津市周西公民館	〃
君津市	令和三年九月九日	君津市糠田五五番地	午前十時三十分から正午まで
君津市	令和三年九月十四日	君津市西栗倉五七番地	午後一時三十分から午後三時まで
君津市	令和三年九月十五日	君津市小糸公民館	午前十一時三十分から午後三時まで
袖ヶ浦市	令和三年九月二日	袖ヶ浦市野里一、五六三番地	午前十一時三十分から午後三時まで
袖ヶ浦市	令和三年九月三日	袖ヶ浦市平岡公民館	〃
袖ヶ浦市	令和三年九月六日	袖ヶ浦市坂戸市場一番地一	〃
八街市	令和三年十月十八日	八街市八街ほ三五番地二九	〃

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下同じ。）

南房総市	令和三年十月十九日	八街市役所	〃
〃	令和三年十月二十日	〃	〃
〃	令和三年十月二十一日	〃	〃
〃	令和三年十月二十二日	〃	〃
南房総市富浦町青木二八番地 南房総市役所	令和三年十月四日	南房総市久枝三二七番地 南房総市役所富山地域センター	午前十時三十分から正午まで
南房総市谷向一〇〇番地 南房総市役所三芳地域センター	令和三年十月五日	南房総市岩糸二、四八九番地 南房総市役所丸山地域センター	午後一時三十分から午後三時まで
南房総市和田町仁我浦二〇六番地 南房総市役所和田地域センター	〃	〃	午後一時三十分から午後三時まで
南房総市千倉町瀬戸二、七〇五番地六 南房総市千倉保健センター	令和三年十月七日	〃	午前十時三十分から午後三時まで
南房総市白浜町白浜三、四六七番地一 南房総市役所白浜地域センター	令和三年十月八日	〃	午後一時三十分から午後三時まで

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。
- 三 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合に

は、千葉県のホームページ等において公表する。

千葉県告示第四百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、平成二十四年千葉県告示第四百四十四号で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。
令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
吉高二〇	印西市吉高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和3年7月16日

千葉県公安委員長 小堀 陽史

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
令和3年9月21日（火曜日）から30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 4 受講対象者
（1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限

<p>る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p>	<p>へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和3年8月23日（月曜日）から27日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 4（2）に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4（4）に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110</p>
<p>5 受講定員 35人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和3年8月2日（月曜日）から6日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知</p> <p>受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署</p>	<p>千葉県公安委員会告示第20号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査を次のとおり実施する。 令和3年7月16日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 小堀陽史</p> <p>1 審査に係る警備業務の種別及び級</p> <p>(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第1号に規定する空港保安警備業務 1級</p> <p>(2) 規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務 2級</p> <p>(3) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 1級</p> <p>(4) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p>

<p>(5) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 1級</p> <p>(6) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級</p> <p>(7) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級</p> <p>(8) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級</p> <p>(9) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>(10) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日</p> <p>(1) 1 (1) から (5) までに係る審査 令和3年10月23日(土曜日) 午前9時から午後1時まで</p> <p>(2) 1 (6) から (10) までに係る審査 令和3年10月23日(土曜日) 午後1時30分から午後5時30分まで</p> <p>3 審査に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉県稲毛区六方町274番地 千葉職業能力開発促進センターポリテクセンター</p> <p>4 審査対象者及び審査定員</p> <p>次のとおりとする。ただし、規則附則第7条第2項の規定に該当する者を除く。</p> <p>(1) 1 (1) の審査対象者及び審査定員 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(2) 1 (2) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(3) 1 (3) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(4) 1 (4) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(5) 1 (5) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(6) 1 (6) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 30人</p>	<p>(7) 1 (7) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(8) 1 (8) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(9) 1 (9) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 30人</p> <p>(10) 1 (10) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 30人</p> <p>5 審査申込手続等</p> <p>(1) 審査を受ける資格 ア 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員 イ ア以外の者で千葉県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証を有するもの</p> <p>(2) 審査申込手続 ア 申込方法 審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの審査申込票に必要事項を記入し、(1) アに該当する者にあつては住所地(審査希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、(1) イに該当する者にあつては千葉県内のいずれかの警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 審査申込票受付期間等 令和3年9月6日(月曜日)から10日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 審査申請者決定通知 審査申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が審査の申請をできる者(以下「審査申請者」という。)を決定し、審査申込票を受理した警察署を経由して審査申請者決定通知を行う。 なお、審査希望者が審査定員を超過した場合は、抽選により審査申請者を決定する。</p> <p>(4) 審査申請手続等 ア 審査申請手続</p>
--	---

審査申請者として決定された者は、審査申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに審査申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 審査申請受付期間等

令和3年9月27日（月曜日）から10月1日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで

ウ 添付書類

（ア）住所等を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面）

（イ）旧規則第8条の合格証の写し

（ウ）写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

（エ）審査手数料等

ア 審査手数料

4,700円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、審査申請時に納入すること。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

令和三年度ふぐ処理師認定講習会の開催

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第五条第一項第二号の規定の適用を受けようとする者（埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県のいずれかの都府県のふぐ処理に関する試験に合格し、現に免許を取得している者（石川県にあっては、免許番号の免許区分がAの者に限る。）に対する令和三年度ふぐ処理師認定講習会を次のとおり開催する。

令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催日時

令和三年十月二十九日（金曜日）午前九時三十分から正午まで

二 開催場所

千葉市中央区長洲一丁目一〇番八号 千葉県自治体職員福祉センター

三 講習科目

1 ふぐの取扱い等に関する条例

2 ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

3 その他のふぐ処理師として必要な知識

四 提出書類

1 認定申請書

2 免許を取得した者である旨を証する書類の写し

3 写真一葉

4 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類

五 認定申請書の受付期間等

認定申請書の受付期間は令和三年九月二十八日（火曜日）から三十日（木曜日）までとし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

六 認定申請書の提出先

各保健所（健康福祉センター）（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）又は千葉県健康福祉部衛生指導課に提出すること。

七 その他

1 認定申請書は、提出先に持参すること。

2 この講習会に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）三六二九）に問い合わせること。

令和三年度ふぐ処理師試験の実施

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第九条第一項の規定により、令和三年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

試験日時及び場所

千葉県知事 熊谷 俊人

試験日時及び場所

千葉県知事 熊谷 俊人

試験日時及び場所

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時及び場所

区 分 日 時 場 所

学科試験 令和三年十月十四日（木曜日）午後二時 から午後三時まで 千葉県自治体職員福祉センター（千葉市中央区長洲一丁目一〇番八号）

実技試験 令和三年十月二十三日（土曜日）午前九時から午後五時までのうち指定する時間 千葉調理師専門学校（千葉市中 央区新千葉二丁目五番三号）

二 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和三年八月三十一日（火曜日）から九月二日（木曜日）までとし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間等

三 受験願書の提出先
各保健所（健康福祉センター）（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）又は千葉県健康福祉部衛生指導課に提出すること。

四 その他

- 1 受験願書は、提出先に持参すること。
- 2 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）三六二九）に問い合わせること。

令和三年度土採取現場責任者試験の実施

千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第二条の十三の規定により、令和三年度土採取現場責任者試験を次のとおり実施する。

令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

令和三年九月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和三年八月十日（火曜日）から十六日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

四 受験願書の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室（電話〇四三（二二三）二七三五）

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、印旛郡栄町請方外七大字土地改良区の印旛郡栄町請方外七大字地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

- 1 印旛郡栄町請方外七大字土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 印旛郡栄町請方外七大字土地改良区定款の写し

二 縦覧期間
令和三年七月十九日から八月十八日まで

三 縦覧場所
印旛郡栄町役場

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月16日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 統合型地理情報システムサービス提供業務 一式
- (2) 調達案件の様式等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等（入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「業務提案書」という。）をいう。以下同じ。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 予定価格 80,149,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県総務部情報システム課電子申請システム班 電話043(223)2401

(2) 入札説明書の交付期間 令和3年7月16日から8月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札書等の提出期限 令和3年8月25日午後5時

(4) 開札の日時及び場所 令和3年8月26日午前10時 千葉県庁南庁舎2階第2会議室

4 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、総合評価の方法によつて得られた総合評価点の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると思われるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

5 落札者の決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点	
入札書	入札価格に関する事項	100点	300点
	業務概要	20点	
	システム要件	140点	
	セキュリティ要件	20点	
業務提案書	業務要件に関する事項	105点	300点
	その他の事項	15点	

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価（入札価格点）は、入札金額が最も低いものを満点とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき算出した点数とする（小数第3位を四捨五入）。

イ 業務提案書の評価（加点審査点）は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。

ウ 総合評価点は、入札価格点と加点審査点とを合計した点数とする。

6 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

7 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を知照する。
(2) 最高評価値者であつても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもつて入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもつて入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。なお、最高評価値者でない者のした入札は無効とする。
(4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があつた日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならない者、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。

(5) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経た契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除
イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和3年8月3日午後5時

- イ 提出場所 3 (1) に示す場所
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書等その他入札に関する条件に違反した入札書等は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Integrated geographical information system service (Iset)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 25 August, 2021
- (3) Contact point for the notice: Information Systems Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2401

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月16日

千葉県企業局栗山浄水場長 小 泉 圭 夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量 矢切取水場沈砂池堆砂処理業務委託 予定数量 2,800立方メートル
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和4年3月30日まで
- (4) 履行場所 松戸市下矢切1, 4 2 5番地 千葉県企業局矢切取水場内
- (5) 入札方法 入札金額は、1立方メートル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定による産業廃棄物(無機性汚泥)の処分業の許可を受けていることを証明できる者で、千葉県企業局矢切取水場に堆積した堆砂の契約量を、中間処理できる施設を有しているものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局栗山浄水場総務課 電話047(363)4195
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

- (3) 入札説明書の交付期間 令和3年7月16日から8月6日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和3年8月26日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和3年8月26日午後5時

- (5) 開札の日時及び場所 令和3年8月27日午前9時 千葉県企業局栗山浄水場会議室

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(少数第5位以下を切り捨てるものとする。)とする。

5 低入札価格調査

- (1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

<p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合においては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第153条の規定によるものとする。 イ 契約保証金 財務規程第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局栗山浄水場長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和3年8月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す</p>	<p>ることができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和3年8月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を提供できると千葉県企業局栗山浄水場長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであって、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Treatment of sediment generated by Yagiri water intake sand pond; Estimated amount of sediment 2,800 cubic meters</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 26 August, 2021</p> <p>(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Kuriyama Water Purification Plant, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 198 Kuriyama, Matsudo-shi, Chiba Prefecture, 271-0097 Japan TEL 047-363-4195</p>
---	---